

酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第7条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第2項の規定による開示の請求又は同法第90条第2項の規定による訂正の請求があったもの 同法第78条第1項第4号又は同法第94条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第7条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>酒田市個人情報保護条例(平成17年条例第20号)第15条第1項の規定による開示の請求又は同条例第28条第1項の規定による訂正の請求があったもの 同条例第21条第1項又は同条例第31条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2 (略)</p>